

新たな観光の核づくり認定事業に関するQ&A

	質問	回答
事業全般について	1	当事業の所管課はどこか。 政策局地域政策課と商工労働局観光課の共同事務局ですが、提案書等の提出窓口は地域政策課となります。
	2	当事業はどのように周知されているのか。 県ホームページへの募集要項等の掲載と併せて、地域県政総合センターの県政情報コーナーに募集要項を配架しているほか、県内市町村や県内の観光協会などの観光関連団体へ要項の送付等を行っています。また、5月下旬に説明会を開催しました。
	3	まちづくりや商業振興との関連はどうか。 新たな観光の核づくりでは、地域特有の資源の効果的な活用により、国際的観光地を目指しており、核の形成による「まちづくり」は地域の活性化にもつながります。 提案内容に商業振興の取組みも含んでいる場合には、まちづくりと同時に、商業振興にもつながるものと考えています。
	4	県では、「かながわグランドデザイン」（平成24年3月策定）のプロジェクト16の中で、5つの具体的な取組みを掲げ、そのうちの4つが「にぎわい拠点づくり」で、1つが「新たな観光の核づくり」であるが、「にぎわい拠点」と「新たな観光の核」の違いは何か。 にぎわい拠点づくりは、①かつてのにぎわいを「再生」する観点、②自主的な取組みの盛り上がり、③県関係施設の整備など県事業等との関わりの3つの観点から、既存の取組みの中から4地域を選定し支援するものです。 一方、新たな観光の核づくりは、横浜・鎌倉・箱根に続く第4の国際観光地を目指す、地元が本気度を持った魅力的な構想等を、企業などの事業主体から募集し、認定するものです。
応募にあたって	5	県外の団体も応募できるのか。 応募できます。ただし、認定された場合は地元団体などと連携した推進組織を整備することを視野に入れて、応募してください。
	6	外国籍企業も応募できるのか。 応募できます。ただし、提出書類は原則として全て日本語で記載してください。また、二次審査に進んだ場合、プレゼンテーションは日本語で実施していただきます。
	7	法人格のない団体（任意団体）も応募できるのか。 応募できます。その場合は、代表者及び担当者を定め、県事務局から連絡が取れるようにしてください。
	8	にぎわい拠点づくりの4地域（質問4を参照）を対象とする構想等も応募できるのか。 応募できます。例えば、これまでの取組みを大きくパワーアップするなどの新たな要素の付加があれば、認定もあり得ます。
	9	横浜、鎌倉、箱根を対象とする構想等も応募できるのか。 応募できます。例えば、これまでの取組みを大きくパワーアップするなどの新たな要素の付加があれば、認定もあり得ます。
	10	すでに取組みの始まっている構想等も応募できるのか。 応募できます。すでに推進段階にある構想等も、それが新たな観光の核づくりになるものであれば、認定もあり得ます。
	11	対象地域は神奈川県内に限るのか。 主要な実施地域は神奈川県内にあることが必要ですが、対象地域の中に他県が含まれていても応募できます。
	12	地域での商業施設、飲食、物販などの内容が含まれていてもよいか。 国際的発信力のある、地域ならではの特徴ある資源（自然、文化、食、建築物など）を活用した魅力的な構想等を新たな観光の核として認定するものであり、商業施設、飲食、物販などの要素も、応募に際して差し支えありません。
	13	構想等の規模はどのくらいを考えているのか。 応募にあたって、面積的な広さや数的な規模（構成する取組数、イベントの開催回数、想定集客数、経済規模等々）の制約はありません。

	14	構想等の実施期間はどのくらいを考えているのか。	制約はありません。提案者が構想等の実現のために必要だと考える期間を実施期間とし、提案説明書（様式2）の「(3)⑥実施スケジュール」欄（募集要項p.9）の枠を適宜加除してください。
	15	応募にあたり、事前の地元との調整や利害関係人との調整は必要か。	地元や利害関係人との事前の調整は応募条件ではありません。事前に調整を進めている場合や課題となっている場合は、その状況を提案説明書（様式2）の「(3)④推進体制とその役割分担」（募集要項p.9）や「(3)⑨実施上の課題など」（募集要項p.10）の欄に記載してください。
	16	応募した提案のアイデアを保護する仕組みはどうなっているのか。	提案のホームページ等での公表に関しては、公表する項目は「募集要項2(4)」(p.2)のとおりであり、詳細にわたって公表する予定はありません。ただし、二次審査に進んだ場合には、提案者に公開のプレゼンテーションを行っていただくこととなります。
	17	認定件数はどのくらいを考えているのか。	認定件数の定めはありません。応募の内容によっては、1件も認定がないことや、2件以上の認定もあり得ます。
	18	第2回の募集予定は、いつどのようになるのか。	応募は随時受け付けており、第2回の締切は11月末を予定しています。具体的なスケジュールについては、締切のおおむね2カ月前にホームページ等でお知らせします。
	19	平成25年度も募集はあるのか。	現時点では未定ですが、今年度の応募状況等も勘案しながら、今後検討していきます。
提出書類について	20	提案説明書（様式2）に「別添のとおり」などとして、別紙に提案内容を記載することはできるのか。	提案説明書の行幅が足りない場合は、広げるなどして、提案内容は全て提案説明書の中に記載してください。なお、提案説明書の内容を補足するために、写真や絵図などの参考資料を添付することはできます。
	21	参考資料は何枚（何ページ）まで添付できるのか。	枚数の制約はありません。なお、参考資料は、提案書及び提案説明書と同様、全て電子媒体にし、電子メールで送信またはCD-Rで提出していただきます（募集要項2 ア及びイ（p.5～6））。
アドバイザー委員会及び審査について	22	アドバイザー委員会は、どのような機能を担うのか。	アドバイザー委員会は、認定する構想等を決定する組織ではなく、知事（県）に対して、認定や認定された構想等の推進にあたっての助言を行う組織です。
	23	アドバイザー委員会は、すでに設置されているのか。その概要を知りたい。	第1回委員会を5月14日に開催しています。詳細は委員会ホームページをご覧ください。 〈新たな観光の核づくりアドバイザー委員会ホームページ〉 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417816/
	24	審査における考え方（募集要項4(1)(p.3)）に記載されている8つの観点の中に「国際性」がないが、国際性はどの観点に含まれるのか。	当事業は横浜・鎌倉・箱根に続く新たな国際観光地を目指す構想等を提案いただくものであり、国際性は構想等の基本的考え方となりますが、観点としては「発展性」に含まれます。
	25	かながわスマートエネルギー構想、水のさとかながわなど、県の進める施策との関連を求めるのか。	当事業の目的は、地域ならではの特徴ある資源を活用して、新たな国際観光地をつくることです。さらに、県の施策にプラス効果がある場合は、評価も高くなると考えられますが、必要要件とはしていません。
	26	一次審査（書面審査）の結果は、いつどのようになるのか。	公開プレゼンテーション実施のおおむね1週間前に、二次審査に進む提案をホームページ等で公表します。また、応募いただいた全ての提案者に別途通知します。（募集要項4(2)(p.3)）

	27	公開プレゼンテーションの概要について知りたい。	二次審査に進んだ提案者には、公開の場でプレゼンテーションを実施していただきます（募集要項4（3）（p.3））。発表方法については提案者の任意とする予定ですが、詳細は一次審査の結果通知の際に個別に相談させていただきます。 〈第1回募集分に関して〉 公開プレゼンテーションの実施時期は、8月下旬を予定しています。
	28	公開プレゼンテーションを傍聴する場合、事前の申込みが必要か。	傍聴方法等については、開催日時及び会場とあわせて、ホームページ等でご案内します。
	29	認定する構想等（二次審査の結果）は、いつどのようにわかるのか。	認定する構想等については、ホームページなどで公表します（募集要項4（4）（p.3））。また、二次審査に進んだ全ての提案者に別途通知します。 〈第1回募集分に関して〉 公表は9月上旬を予定しています。
認定後の進め方・県による支援内容について	30	認定後の流れ（取組みの進め方）について知りたい。	事業主体には、①円滑な事業推進のために必要な関係者が参画する推進組織を整備し、②提案に基づき、構想等をより具体化した事業計画や事業費積算書等を策定した後、③実施にかかる資金を自ら調達し、推進組織を中核に構想等の実現に向けて取り組んでいただきます。（募集要項1（3）（p.1））
	31	認定後、県としてどのような支援を考えているのか。	知事をはじめ県が積極的なPRを行うほか、構想等の円滑な推進に向けた情報提供などの支援を原則としています（募集要項1（2）（p.1））が、事業計画の策定や実施段階においてもしっかりとフォローし、構想等を推進する段階で、構想等の内容に応じて、さらに県として必要な支援策の実施を検討していきます。
	32	推進組織の整備にあたって、県の支援はあるのか。	推進組織に参画していただく団体への働きかけや調整は、事業主体（提案者）に主体的に行っていただきますが、必要に応じて、対象となる地域の県政総合センターが推進組織に参画します。
	33	事業計画の策定にあたって、県の支援はあるのか。	事業計画の策定は、推進組織に中心となって主体的に進めていただきますが、県は必要な情報の提供などを行います。
	34	金銭的な支援について、県ではどう考えているのか。	当事業のための特別な補助金制度を設けるなどの支援は考えていませんが、構想等の内容に応じた既存の財政支援制度・金融支援制度を調査し、情報提供するなどの支援を行います。
	35	認定された場合、県の既存の補助金制度による支援はあるのか。	現時点では、当事業に認定された構想等であることを理由とする優先的な採択等は予定していませんが、今後、必要な支援について考えていきます。
	36	構想等の実現のために障壁となる規制がある場合に、規制をクリアするための支援はあるのか。	基本的には、法的手続は、事業を推進する過程で提案者自身に行っていただきますが、県として必要な支援は行っていきます。
	37	基盤整備などに関しての県の関与はあるのか。	認定された構想等のPRや、構想等の円滑な推進に向けた情報提供などの支援を原則としていますが、構想等を推進する段階で、協調した県事業の実施も検討していきます。
	38	認定された場合、民間企業の投資を誘引するような方策のアドバイスや支援はしてもらえるのか。	構想等の内容に応じた既存の財政支援制度・金融支援制度や先進事例の情報提供など、必要な支援を考えていきます。
	39	計画が長期にわたる場合、継続的な県の支援はあるのか。	原則としては支援を行いますが、定期的に、計画の進捗状況や進展度、支援の効果などを勘案し見直しを行います。
40	PR支援の一環として、県とのイベント共催、共同事業の実施は可能か。	効果的な支援策について、個別に事業主体と協働して検討したいと考えています。	

41	認定後に構想等の内容を変更することは可能か。	社会経済情勢の変化や地元との調整の中で、構想等の内容を変更せざるを得ない場合には、県として、柔軟に対応していきます。
----	------------------------	--